

資料編

1 計画策定経過

	年月日	事項	主な内容
令和6年	7月2日	令和6年度 第1回 庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市保健医療計画について ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シート(案)(第3章～第5章)の確認について ・次期計画策定調査について
	8月5日	令和6年度 第1回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・所沢市保健医療計画について ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シート(案)(第3章～第5章)の確認について ・次期計画策定調査について
	10月18日	令和6年度 第2回 庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シートの確認・確定について ・所沢市保健・医療に関するアンケート調査結果について
	9月6日 ～9月20日	所沢市保健・医療に 関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の0歳から5歳までの未就学児の保護者(1,000人)、中学生・高校生世代(1,000人)、18歳以上の成人(3,000人)を対象としたアンケート調査を実施
	11月12日	令和6年度 第2回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シート(案)(第3章～第5章)の確定について ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シート(案)(第1章～第2章、第6章)の確認について ・所沢市保健・医療に関するアンケート調査結果について
	11月26日	令和6年度 第3回 庁内推進会議 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シート(案)(全章)の確認について ・所沢市保健・医療に関するアンケート調査結果について
	12月23日	令和6年度 第3回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次所沢市保健医療計画 令和5年度取組状況評価シート(案)(全章)の確定について ・所沢市保健・医療を取り巻く状況等について ・所沢市市民医療センター再整備事業について
令和7年	1月27日	令和6年度 第4回 庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市における保健・医療を取り巻く状況等について ・「第3次所沢市保健医療計画」のコンセプト案について
	2月13日	令和6年度 第4回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次所沢市保健医療計画」コンセプト案について ・新型インフルエンザ等対策行動計画について

年月日	事項	主な内容
令和7年	4月30日	令和7年度 第1回 庁内推進会議 ・所沢市保健医療計画について ・第3次保健医療計画骨子案について
	5月26日	令和7年度 第1回 推進委員会 第3次所沢市保健医療計画について諮問第3次所沢市保健医療計画骨子案について
	7月14日	令和7年度 第2回 庁内推進会議 (書面開催) ・第2次所沢市保健医療計画 令和6年度取組状況評価シート(案)(第1章～第5章)の確認について ・第3次所沢市保健医療計画 目次案・素案(総論第3章「計画の基本的な考え方」・各論第1章～第3章)の確認について
	8月13日	令和7年度 第2回 推進委員会 ・第2次所沢市保健医療計画 令和6年度取組状況評価シート(案)(第1章～第5章)の確認について ・第3次所沢市保健医療計画 目次案・素案(総論第3章「計画の基本的な考え方」・各論第1章～第3章)の確認について
	10月2日	令和7年度 第3回 庁内推進会議 ・第2次所沢市保健医療計画 令和6年度取組状況評価シート(案)(全章)の確認について ・第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について
	10月23日	令和7年度 第3回 推進委員会 ・第2次所沢市保健医療計画 令和6年度取組状況評価シート(案)(全章)の確認について ・第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について
	11月5日	令和7年度 第4回 庁内推進会議 ・第2次所沢市保健医療計画 令和6年度取組状況評価シート(案)(全章)の確認について ・第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について
	11月26日	令和7年度 第4回 推進委員会 ・第2次所沢市保健医療計画 令和6年度取組状況評価シート(案)(全章)の確定について ・第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について ・第3次所沢市保健医療計画答申書(案)について ・所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画について
	12月25日 ～1月26日	パブリックコメント パブリックコメント手続きによる意見募集を実施
令和8年	2月5日	令和7年度 第5回 庁内推進会議 (書面開催) ・第3次所沢市保健医療計画(素案)パブリックコメント実施結果及び対応について
	2月9日	令和7年度 第5回 推進委員会 ・第3次所沢市保健医療計画(素案)パブリックコメント実施結果及び対応について ・第3次所沢市保健医療計画答申書(案)について ・所沢市市民医療センター再整備事業について
		所沢市保健医療計画推進委員会から市長へ答申書の提出

2 諮問・答申

所保医第167号
令和7年5月26日

所沢市保健医療計画推進委員会
委員長 赤津 拓彦 様

所沢市長 小野塚 勝俊

第3次所沢市保健医療計画の策定について（諮問）

このことについて、所沢市保健医療計画推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第3次所沢市保健医療計画の策定について

2 諮問理由

令和2年3月に策定した「第2次所沢市保健医療計画」（計画期間：令和2年度から令和7年度）の計画期間終了を迎えるにあたり、「第6次所沢市総合計画」に掲げる「健幸（けんこう）長寿のまち」の実現を目指し、市民一人ひとりが、それぞれのおかれている状態の中で、心身の健康を実感しながら、地域の中で安心していきいきと暮らせるまちづくりに計画的に取り組むため「第3次所沢市保健医療計画」の策定について、諮問するものです。

令和8年2月9日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市保健医療計画推進委員会
委員長 赤津 拓彦

第3次所沢市保健医療計画の策定について（答申）

令和7年5月26日付け所保医第167号で諮問のありました第3次所沢市保健医療計画の策定について、本委員会は5回にわたる会議を開催し、専門的な見地や市民としての視点で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり計画案を取りまとめましたので、答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の点に配慮されるよう要望します。

記

- 1 市民の行動変容を促す施策の推進や、健康や医療を支える環境整備を進めることで、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成を図られたい。また、人材や財源には限りがあるということも含め、市民への情報提供に努めながら、効果的な施策の実施に取り組んでいただきたい。
- 2 各種施策の実施に当たっては、市民一人ひとりの様々な背景（ライフコース）に応じた丁寧なアプローチに努めていただきたい。特に、こころの健康づくりにおいては、個々の背景を踏まえつつ、他者とのつながりや触れあい、社会参加の観点も意識した施策の実施に努めていただきたい。
- 3 市民一人ひとりが心身の健康を実感できる「健幸長寿のまちづくり」の実現に向けて、引き続き、保健・医療・介護・福祉の関係機関・団体をはじめ、市民・自治会・教育機関・企業・スポーツ団体など、様々な主体との連携・協働を図りながら、計画の推進に努めていただきたい。

3 所沢市保健医療計画推進委員会条例

所沢市保健医療計画推進委員会条例

平成28年3月30日

条例第6号

(設置)

第1条 所沢市保健医療計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市保健医療計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 保健又は福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議

に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(所沢市保健医療計画策定委員会条例の廃止)

2 所沢市保健医療計画策定委員会条例(平成26年条例第11号)は、廃止する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1保健医療計画策定委員会委員の項中「保健医療計画策定委員会委員」を「保健医療計画推進委員会委員」に改める。

4 所沢市保健医療計画推進委員会委員名簿

(19名)

条例（3条2項）		所 属	委員氏名	備考
1号	公募による市民	公募委員	二瓶 広和	
		公募委員	碓谷 栄治	
		公募委員	小野 向日葵	
		公募委員	丸山 香	
2号	医療関係団体の代表者	所沢市医師会	赤津 拓彦	委員長
		所沢市歯科医師会	北田 徳克	
		所沢市薬剤師会	塚本 京子	
		所沢市柔道整復師会	吉田 南成	
		所沢市鍼灸師会	原澤 清一	
3号	保健又は福祉に関する活動を行う団体の代表者	所沢市母子愛育会	大里 節子	
		所沢市食生活改善推進員協議会	丸山 静香	
		所沢市スポーツ推進委員会	須藤 貢	
		所沢市社会福祉協議会	黛 浩一郎	
		所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会	米川 智裕	
4号	知識経験を有する者	早稲田大学	扇原 淳	副委員長
		知識経験者	瀬能 幸則	
5号	関係行政機関の職員	埼玉県狭山保健所	田島 貴子	～R7. 3. 31
		埼玉県狭山保健所	小口 千春	R7. 4. 1～
		埼玉西部消防局	後藤 依左明	～R7. 3. 31
		埼玉西部消防局	日高 賢	R7. 6. 1～
6号	市の職員のうちから市長が指名する者	市民医療センター	黒木 康富	

(敬称略)

【事務局】

健康推進部長	越智 三奈子	~R7. 3. 31
	小山 貴之	R7. 4. 1~
健康推進部次長	小山 貴之	~R7. 3. 31
	田中 浩文	R7. 4. 1~
健康推進部 保健センター長	中村 まさみ	~R7. 3. 31
	糟谷 苗美	R7. 4. 1~
健康推進部 保健医療課 課長	河西 秀樹	~R7. 3. 31
	中山 倫宏	R7. 4. 1~
健康推進部 保健医療課 副主幹	佐藤 征逸	
健康推進部 保健医療課 主査	八川 麻紗子	
健康推進部 保健医療課 主査	古屋 由佳子	R7. 4. 1~
健康推進部 保健医療課 主任	日野 航介	
健康推進部 保健医療課 主任	小貫 由依	~R7. 3. 31

5 所沢市保健医療計画庁内推進会議設置要綱

○所沢市保健医療計画庁内推進会議設置要綱

平成28年3月31日要綱

改正

平成28年12月28日要綱

令和元年6月27日要綱

令和3年4月1日要綱

令和6年4月1日要綱

所沢市保健医療計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 所沢市保健医療計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、所沢市保健医療計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に向けた検討に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は健康推進部次長（参事を含む。）を、副委員長は健康推進部保健センター長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、推進会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 推進会議に、専門的事項について調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、別表第2に掲げる課の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康推進部保健医療課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(所沢市保健医療計画策定庁内検討会議設置要綱の廃止)

2 所沢市保健医療計画策定庁内検討会議設置要綱（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成28年12月28日要綱）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日要綱）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要綱）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

危機管理室長
経営企画部経営企画課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢者支援課長
福祉部介護保険課長
福祉部地域福祉センター長

こども未来部こども支援課長
こども未来部こども福祉課長
こども未来部こども家庭センター長
健康推進部国民健康保険課長
健康推進部健康管理課長
健康推進部健康づくり支援課長
市民医療センター事務部総務課長
教育委員会教育総務部スポーツ振興課長
教育委員会学校教育部保健給食課長

別表第2（第6条関係）

危機管理室
経営企画部経営企画課
福祉部障害福祉課
福祉部高齢者支援課
福祉部介護保険課
福祉部地域福祉センター
こども未来部こども支援課
こども未来部こども福祉課
こども未来部こども家庭センター
健康推進部国民健康保険課
健康推進部健康管理課
健康推進部健康づくり支援課
市民医療センター事務部総務課
教育委員会教育総務部スポーツ振興課
教育委員会学校教育部保健給食課

6 所沢市保健医療計画庁内推進会議委員名簿

所 属		庁内推進会議委員		備考
部	課	職名	氏名	
危機管理室		参 事	森田 悟	～R7. 3. 31
		参 事	古田 晃一	R7. 4. 1～
経営企画部	経営企画課	課 長	並木 茂幸	～R7. 3. 31
		課 長	齋藤 伸宏	R7. 4. 1～
福祉部	障害福祉課	課 長	一色 義直	～R7. 3. 31
		課 長	吉里 聖子	R7. 4. 1～
	高齢者支援課	課 長	溝井 光正	
	介護保険課	課 長	中山 倫宏	～R7. 3. 31
		参 事	田中 綾子	R7. 4. 1～
	地域福祉センター	センター長	細田 和彦	～R7. 3. 31
センター長		木下 浩一	R7. 4. 1～	
子ども未来部	子ども支援課	課 長	田井 浩介	
	子ども福祉課	課 長	加賀谷 春恵	～R7. 3. 31
		課 長	藤澤 祐介	R7. 4. 1～
	子ども家庭センター	センター長	松井 優子	～R7. 3. 31
		参 事		R7. 4. 1～
健康推進部		次 長	小山 貴之※1	～R7. 3. 31
		次 長	田中 浩文※1	R7. 4. 1～
健康推進部 保健センター		センター長	中村 まさみ※2	～R7. 3. 31
		センター長	糟谷 苗美※2	R7. 4. 1～
健康推進部	国民健康保険課	課 長	石川 純也	～R7. 3. 31
		課 長	遠藤 康代	R7. 4. 1～
	健康管理課	課 長	田中 浩文	～R7. 3. 31
		課 長	一色 義直	R7. 4. 1～
	健康づくり支援課	課 長	岩雲 美香	
市民医療センター 事務部	総務課	課 長	粕谷 憲之	
教育総務部	スポーツ振興課	課 長	三上 佳明	～R7. 3. 31
		課 長	波多野 健一	R7. 4. 1～
学校教育部	保健給食課	参 事	渡辺 純也	

※1 委員長 ※2 副委員長

7 用語集

	用語	内容
あ	アピアランスケア	アピアランス(外見)の変化が起きた際に行うケアをアピアランスケア(外見の変化に対するケア)と言う。 アピアランスケアは、単なる美容目的で行うものではなく、がん治療によって生じた外見の変化を補い、患者さんの苦痛を軽減するためのケア。 アピアランスケアを行うことは、患者さんが家族を含めた人間関係のなかで、その人らしい生活を送る手助けとなる。
	医療DX	医療 DX とは、保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤(クラウドなど)を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。
	うつ病	脳内の神経伝達物質(セロトニンなど)が低下することで「憂うつ」や「気分の落ち込み」などが起こり、初期には食欲不振や不眠、体調不良として現れることがある。うつ病は日本人の約 15 人に1人が一生のうちに経験するとされるが、早期に適切な治療や支援を受けることで回復する。
	オーラルフレイル	高齢になると、噛めない、飲み込めない、むせる、滑舌が悪くなる、口腔乾燥などの口腔機能の低下症状が多く見られ、こうした状態を「オーラルフレイル」と言う。
か	回復期機能	在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションを提供する機能。
	かかりつけ医療機関(医科、歯科、薬局)	【かかりつけ医】日常的な健康相談、一次的医療を行い、総合的・包括的に患者の健康を管理し、必要に応じて専門医療機関との連携を行う医師又は医療機関のこと。 【かかりつけ歯科医】ライフサイクルに沿って、口と歯に関する保健・医療・福祉を提供し、患者のニーズに応じた健康相談や必要な初期歯科医療の提供等、地域に密着した必要な役割を果たすことができる歯科医のこと。 【かかりつけ薬局】調剤や一般薬などの重複や飲み合わせなどの医薬品等に関する相談や気軽に身近な健康管理などを相談できる薬局のこと。

	用語	内容
か	救急医療情報キット	「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報や、「診察券(写)」「健康保険書(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時の迅速な救急活動に役立つもの。
	共食	みんなで一緒に食卓を囲んで、共に食べること。
	業務継続計画(BCP)	災害による影響によって市役所機能が低下する場合であっても、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画である。本市が行う応急対策等の詳細な実施手順等を定めるとともに、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等についても定めている。Business Continuity Plan の略。
	クーリングシェルター	気候変動適応法に基づき、市町村長が指定する、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するための施設。
	ゲートキーパー	悩みを抱える人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人「命の門番」のこと。自殺対策では悩みを抱える人に寄り添い、かわりを通して孤立を防ぎ、支援することが大切とされ、様々な分野の人材がゲートキーパーとして期待されている。
	健幸長寿	高齢になっても、身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。埼玉県では、65歳に達した人が「要介護2以上」になるまでの期間を健康寿命として算出している。
	口腔ケア	歯みがきだけでなく、歯・歯肉・舌・口腔全体を清潔に保ち、機能維持も目指す包括的な口の健康管理のこと。
	五種混合	令和6年4月から四種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)にヒブワクチンを加えた五種混合ワクチンが定期接種に位置づけられ、5種の病気に対する定期の予防接種はこれを基本とすることになった。
	骨粗しょう症	骨の代謝バランスが崩れ、骨形成よりも骨破壊が上回る状態が続き、骨がもろくなった状態のこと。
さ	再興感染症	既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題にならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、近年再び流行し始め、患者数が増加したもの。
	災害拠点病院	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能、患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保できる病院。

	用語	内容
さ	災害時連携病院	災害時に重症患者を受け入れる災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる。また、災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT」を保有し、災害現場での活動など速やかな医療救護活動を実施する。
	埼玉県地域医療構想	医療機能の分化・連携と在宅医療等の充実を進め、発症から急性期、回復期、在宅医療等まで良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を構築し、県民が住み慣れた地域に必要な時に、必要なサービスの提供を受けられる体制の確保を目指すもの。
	さいたまチャイルドライン	18歳以下の子どもだけがかけられる専用電話。ネットワークは全国に広がっており、埼玉県では「認定NPO法人さいたまチャイルドライン」が活動拠点となっている。
	在宅当番医(制)	市町村の委託により地区医師会の医師が交代で夜間・休日診療を実施する体制。
	埼玉県AI救急相談	急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット形式で気軽に相談が可能な仕組み。
	酸素ステーション	新型コロナウイルス感染で自宅療養者の症状悪化を防ぐために、緊急避難的な措置として酸素供給機器を設置した宿泊療養施設。
	子宮頸がん	ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの感染が主因とされる。このウイルスは性的接触により子宮頸部に感染する。HPVは男女とも感染するありふれたウイルスであり、性交経験のある女性の過半数は、一生に一度は感染機会があるといわれ、HPVワクチンと定期的な子宮頸がん検診が有効とされている。
	自殺企図	自殺を目的とした行為全般のこと。関連して、結果として無事であった場合を「自殺未遂」、自殺のことを考えたり思い浮かぶ状態が「希死(自殺)念慮」とされる。
	指定管理者(制度)	「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。
	死亡率	1年の死亡者数をその年の人口で割り、1,000を乗じたもの。 死亡率=(年間死亡数÷基礎人口)×1,000
周産期医療	合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態発生の可能性が高くなる「周産期」(妊娠 22週から出生後 7 日未満までの期間)前後の期間における、突発的な緊急事態に備えた産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療のこと。	

	用語	内容
さ	小児科救急医療病院 群輪番制(事業)	埼玉県の小児救急医療支援事業として、所沢地区(所沢市、狭山市、入間市)における休日及び夜間の入院を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するため、地区内の複数の病院が交代で診療を実施する事業。
	新興感染症	かつては知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生法上の問題となる感染症。
	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザで、国民の多くが免疫を持たないため急速に全国的にまん延し、重大な影響を及ぼす感染症。
	生活の質	個人が生活する文化や価値観において個人の目標や期待、基準や関心との関わりから得られた、個人の認識に基づくもの。
	生活習慣病重症化予防	被保険者のレセプト*データと健診データを活用して、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者への受診勧奨により医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症で通院する被保険者のうち重症化するリスクが高い者(ハイリスク者)に対して保健指導を行う。また、上記や特定保健指導対象者に該当しない、血圧・血糖・脂質のリスク因子を持つ非肥満の有所見者に対しても受診勧奨等の支援を実施する。
	精神保健福祉士	精神保健福祉法に基づいた資格を持つ相談支援の専門職。こころの病や障害のある人が、治療を受けながら地域で安心して生活し社会に参加できるよう、医療機関や地域の施設、行政機関などで相談・支援を行う。
	西部保健医療圏	医療法に基づき、都道府県が定める、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るための地域の単位として区分する区域のこと。所沢市は、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市で構成する「西部保健医療圏」に属している。
	相談リテラシー	自身や他者の問題を解決するために適切に相談を行い、得られた情報や助言を理解し活用する能力のこと。相談リテラシー向上により、早期の問題解決へつなげていくことが重要となる。
	造血幹細胞移植	造血幹細胞とは、骨髄、臍(さい)帯血等に多く含まれている血液のもととなる細胞であり、造血幹細胞移植は、血液のがんと言われる白血病等に有効な治療法である。これにより、通常の抗がん剤投与よりも強力な治療が可能になるほか、造血機能の回復、免疫系異常や代謝異常の改善等の治療効果が期待される。
	咀嚼(そしゃく)・嚥下(えんげ)	歯で食物を噛み、飲み込む(嚥下)という一連の動作を咀嚼という。

	用語	内容
た	多様な性	「法律上の性」「性的指向」「性自認」「性表現」の4つの要素の組み合わせによって存在する様々な性のあり方。この4つの要素は男性か女性の二元論ではなく、連続的なものであり、性のあり方がはっきりとしている人だけではなく、区別できない人、変化する人もいる。
	地域包括ケアシステム	高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステム。 なお、所沢市においては、こころの病や障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療・福祉・介護・住まいなどの地域全体で支える仕組みとして、身近な相談支援体制の充実など、その構築に向けた取組を進めている。
	地域包括ケア病棟(病床)	急性期治療を経過し、病状が安定した患者に対して医師・看護師・リハビリスタッフ・栄養士・相談員等が協力して在宅生活や介護施設への復帰に向けた医療や支援を行う病棟(病床)。
	データヘルス計画	所沢市国民健康保険被保険者に関する特定健診の結果やレセプト※データ等の健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画のこと。
	デジタル移動系防災行政無線	防災行政無線の移動無線は、一般に「防災移動系」といわれるもので、役場等に基地局を置き、この基地局と移動局との間、又は移動局相互間で防災行政等に関する通信を行うシステム。 デジタル化することにより、同報系と同様に、データとの親和性が高くなり、音声に加えて、文字表示やデータ伝送などが可能となる。
	統合失調症	考えや気持ちがまとまりにくくなるこころの病気で、行動や日常生活、人間関係に影響が出ることがある。思春期から40歳までに発病しやすく、約100人に1人がかかると言われる。珍しい病気ではなく、早期の治療によって症状の改善や回復が期待できる。
	特定健康診査	平成20年度から医療保険者に義務づけられた40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対して行う生活習慣病に着目した健康診査のこと。腹囲や血糖値、中性脂肪値等の特定項目での健診、結果の提供、生活習慣の改善に関する基本的な情報の提供を行う。
	特定保健指導	特定健診の結果に基づき、保健指導の対象者を選別し、対象者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に向けた「動機づけ支援」又は「積極的支援」を行う。

	用語	内容
た	トコトコ健幸マイレージ事業	18歳以上の市民を対象に、歩数を記録できるスマートフォンアプリを使って参加できる事業。歩数等に応じてポイントが貯まり景品が当たるなど、楽しみながら健康づくりを実践できる。
	ところざわ経験専門家養成講座 TEBET(テベット)	経験専門家とは、慢性疾患や障害を持つ当事者と「経験」への敬意をこめた呼び名。自身の疾患や障害体験と回復の過程で得た学びから、社会貢献やピアサポートのために発信する活動などに取り組む。2021年7月から所沢市保健センターが主催し、アウトリーチ支援チームの協力により、「語ること」「聴くこと」への専門性をもつ経験専門家の養成を行っている。
	所沢市 DX 推進基本方針	デジタル技術を活用した行政サービス改革の基本方針。市民一人ひとりに寄り添う「やさしい社会」をデジタルで実現することを掲げ、行政手続きのオンライン化やデータ活用など11の課題解決の取組を設定している。
	所沢地区病院群輪番制	所沢地区(所沢市、狭山市、入間市)における休日及び夜間の入院を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地区内の複数の病院が交代で診療を実施する事業。
	ところざわほっとメール	防災・防犯情報をはじめ市政情報等をご登録いただいたスマートフォンやパソコンにお届けするメール配信サービス。
	トころん健幸応援メニュー認証事業	栄養バランスの良い食事を選択しやすい環境の整備に向け、飲食店やお弁当・お惣菜店等の事業者と連携し、市が健康に良いと認めたメニューを認証する事業。
な	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れをまとめたもの。
	認知症初期集中支援チーム	認知症の方や認知症の疑いのある方、そのご家族の方に早期に関わり、住み慣れた地域・ご自宅での生活を続けられるよう支援するもの。 チーム員は、認知症診療を専門に行っている医師と医療・福祉の専門職(看護師、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士等)で構成されている。チーム員が対象の方のご自宅を定期的に訪問し、認知症についての困りごとや心配ごとなどを詳しく伺い、その上で、ご本人やご家族の状況に合わせ、地域包括支援センターや居宅介護支援専門員、かかりつけ医等関係機関と連携を図りながら、一定期間支援を行う。

	用語	内容
は	パーミル	1,000分の幾つであるかを表す語。 1パーミルは1,000分の1。
	パルスオキシメータ	指先などに装着して血液中の酸素飽和度(SpO2)を採血をせずに測定する医療機器。
	ピアサポート	自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うもの。
	フードパントリー	ひとり親や様々な理由で支援が必要な世帯に、食料を無料で配布するための地域の拠点。
	フレイル	医療用語である「Frailty(フレイルティ)」が語源の日本語訳。年齢とともに体やこころのはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指し、そのまま放置すると、要介護状態となる可能性がある。
	プレコンセプションケア	WHO(世界保健機関)では「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義している。広い意味では、若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行うことを指しており、近年注目されるようになっている。
ま	慢性期	長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させるもの。
	みどりの学校ファーム	学校単位で農園を設置して、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食べ物などへの理解を深めるとともに、生きる力を身につけることを目的とした取組。
	メタボリックシンドローム	内臓脂肪による肥満の人が、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病になる危険因子を複数併せ持っている状態。これらの危険因子が重なることにより、心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大するとされている。
や	優良総合健診施設	一般社団法人日本総合健診医学会が認定する施設のこと。専用フロアーにて、健診受診者と一般診療受診者の混合や動線のクロス排除など、院内感染のおそれのないよう配慮されたフロアーを有していることや、受診者全員に対して当日面接を実施し、健診結果の説明と生活指導を行うシステムを有していることなどの基準を満たし、一般社団法人健康評価施設査定機構による第三者評価を受け適格と認められた施設を優良総合健診施設として認定している。

	用語	内容
や	四種混合	令和6年4月から、四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)ワクチンにヒブワクチンの成分を加えた、五種混合ワクチンの接種を開始した。なお、すでに四種混合ワクチンとヒブワクチンの接種を開始されている方は、原則、引き続き四種混合ワクチンとヒブワクチンの接種を受けることになる。
ら	ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり。
	ライフステージアプローチ	年代の特性に応じた切れ目ない健康支援。
	リテラシー	ある分野に関する知識やそれを活用する能力。
	レスパイト入院	介護者(ケアラー)の休養(レスパイト)等を目的として、在宅で介護等を受けることが困難な状態になった場合に一時的に入院することができる対応のこと。埼玉県では、症状が安定しており、人工呼吸器を装着している方(気管切開など準じる場合を含む)で、主治医の同意が得られている在宅の難病患者に対して、難病診療連携コーディネーターがコーディネートを行っている。
	レセプト	「診療報酬明細書」の通称。医療機関が医療サービスの提供を行った対価としての費用請求書であり、患者に対してどのような診断(傷病)、検査がなされ、治療が行われ、薬剤がどのくらい処方されたかが記載されている。省令により様式や手続きが定められている。
	65歳平均障害期間	65歳平均余命と65歳健康寿命の差で、病気や障害などで介護を必要とする期間のこと。
	ロコモティブシンドローム	「立つ」「歩く」といった身体能力(移動機能)が低下している状態のこと。
	ロジックモデル	施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係の体系図。
A	AED	Automated External Defibrillator の略。 自動体外式除細動器。生命の危険がある不整脈が起こった場合に、除細動が必要かどうかを自動的に判断し、心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための機器。
	AYA 世代	Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)の頭文字をとったもので、主に、思春期(15歳～)から30歳代までの世代を指す。

	用語	内容
B	BMI	Body Mass Index の略。 肥満度を表す指標で、 $BMI = (\text{体重kg}) \div (\text{身長m})^2$ で計算。 22 が標準値、25 以上を肥満とする。
	HbA1c(ヘモグロビン エーワンシー)	ヘモグロビンにグルコースが非酵素的に結合した糖化蛋白質である糖化ヘモグロビンの 1 つで、糖尿病の過去 1~2 カ月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
	SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。オンライン上で人々がつながり、情報発信や交流を図ることができるプラットフォームのこと。代表的なものとして、X(旧 Twitter)、YouTube、Facebook、Instagram、LINE、TikTok などが挙げられる。

第3次所沢市保健医療計画

令和8年度～令和11年度

令和8年3月発行

所沢市 健康推進部 保健医療課
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
TEL 04-2998-9385 FAX 04-2998-9061
